

## 発 4 会計局が行う工事検査等 の事務処理

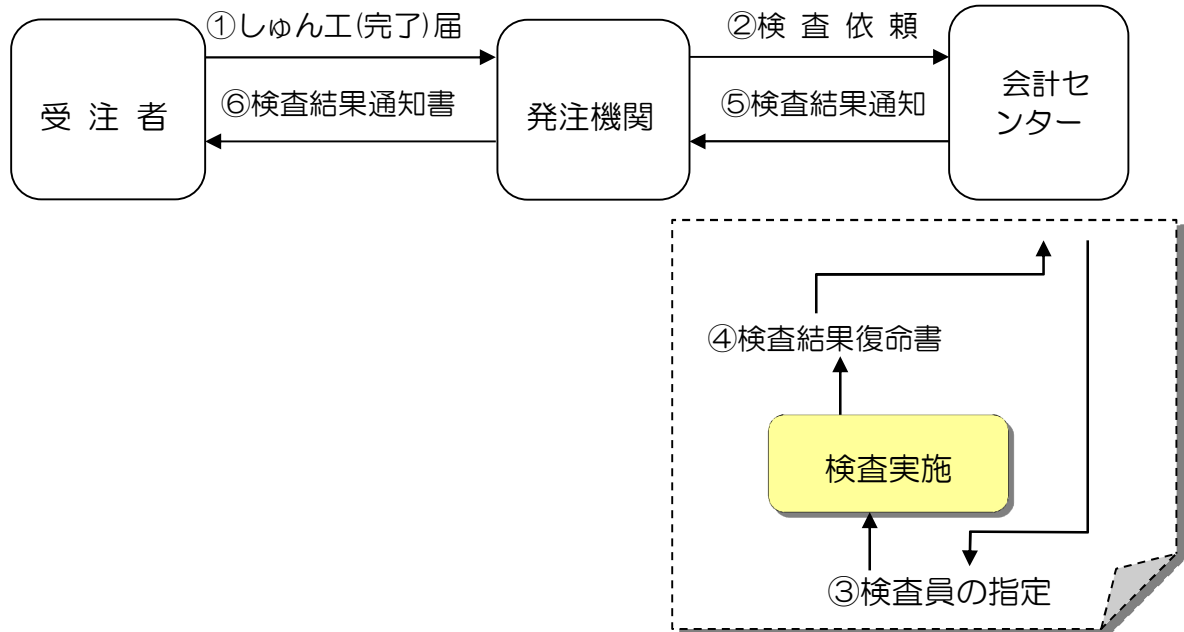
初版 平成 22 年 7 月

改定 平成 28 年 3 月

改定 令和 2 年 3 月

# 会計局が行う工事検査等の事務処理

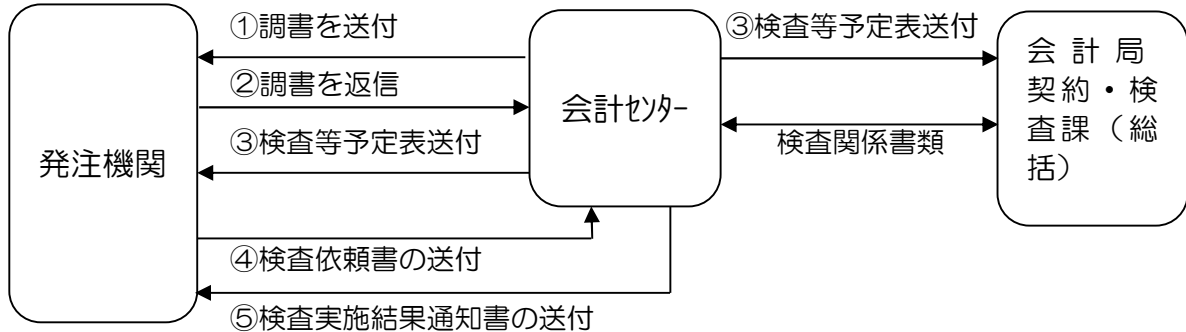
## 1. 基本フロー



- ① 「しゅん工(完了)検査」は、受注者からしゅん工(完了)届の提出があった場合
- ② 発注機関の長は、会計センター所長に次の検査等を依頼する。(検査要綱第5条1項)  
(指導監査要領第5(1))  
「しゅん工(完了)検査」  
「中間検査」；発注機関の長が必要と認めた場合  
「指導監査」；発注機関の長が必要と認めた時期
- ③ 会計センター所長は、次の検査等の検査員（監査員）を指定する。(検査要綱第6条1項、2項) (指導監査要領第5(2)) (建設工事抜き打ち検査要領第4)  
「抜き打ち検査」；会計センター所長が必要と認めた場合
- ④ 検査員（監査員）は、検査等を実施し、その結果を会計センター所長に復命する。  
(検査要綱第8条1項) (指導監査要領第5(4)) (建設工事抜き打ち検査要領第6(4))
- ⑤ 会計センター所長は、検査等の実施結果について発注機関の長に通知する。(検査要綱第8条2項) (指導監査要領第5(5)) (建設工事抜き打ち検査要領第6(5))
- ⑥ 発注機関の長は、検査等の実施結果について受注者に通知する。(検査要綱第8条3項) (指導監査要領第5(6)) (建設工事抜き打ち検査要領第6(6))

## 2. 検査予定等の調整

「検査等予定表」等及び検査依頼書の送付を次のフローにより行う。



- ① 会計センターは、翌月の検査等依頼物件調書（以下、「調書」という。）を**毎月初旬に**、発注機関へ電子メールで送付する。
- ② 発注機関は、翌月の検査対象箇所の選定、検査要望日を記入した調書を**中旬に**、会計センターへ電子メールで返信する。  
但し、特殊な工事の検査は、翌々月の調書を同様に提出する。  
（例；発電設備、特殊通信設備 等）
- ③ 会計センターは、各発注機関から提出された調書の検査等日程を調整して作成した検査等予定表を発注機関及び会計局契約・検査課へ電子メール等により**前月の下旬に**送付する。  
※（変更があった場合は、遅延なく上記①～③の手続きをとる。）
- ④ 発注機関は、会計センターへ検査依頼書を送付する。
- ⑤ 会計センターは、発注機関へ検査実施結果通知書を送付する。

会計局契約・検査課・会計センターの電子メールアドレス／TEL（直通）／FAX

東信会計センター	E-mail： <a href="mailto:kensa-toshin@pref.nagano.lg.jp">kensa-toshin@pref.nagano.lg.jp</a> TEL：0267-63-3062 FAX：0267-63-3169
南信会計センター	E-mail： <a href="mailto:kensa-nanshin@pref.nagano.lg.jp">kensa-nanshin@pref.nagano.lg.jp</a> TEL：0265-76-6874 FAX：0265-76-6878
中信会計センター	E-mail： <a href="mailto:kensa-chushin@pref.nagano.lg.jp">kensa-chushin@pref.nagano.lg.jp</a> TEL：0263-40-1985 FAX：0263-40-1988
北信会計センター	E-mail： <a href="mailto:kensa-hokushin@pref.nagano.lg.jp">kensa-hokushin@pref.nagano.lg.jp</a> TEL：026-234-9558 FAX：026-234-9555
契約・検査課 （総括）	E-mail： <a href="mailto:keiyaku-kensa@pref.nagano.lg.jp">keiyaku-kensa@pref.nagano.lg.jp</a> TEL：026-235-7360 FAX：026-235-7472

### 3 長野県建設工事等検査要綱等

〔各要綱等の様式については、長野県会計局ホームページの「建設工事検査要綱等」  
【<http://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/kensei/nyusatsu/kensa/yoko.html>】を参照〕

## 長野県建設工事等検査要綱

平成 15 年 4 月 1 日 15 会検第 1 号  
経営戦略局長、発注機関の長あて  
会計局長、農政部長、林務部長、  
土木部長、住宅部長、企業局長

[最終改正令和元年 12 月 19 日 元契検第 95 号]

#### (趣 旨)

第 1 条 この要綱は、長野県財務規則（昭和 39 年長野県規則第 8 号。）第 150 条及び長野県建設工事事務処理規程（昭和 51 年 3 月 3 日 50 監第 590 号。以下「処理規程」という。）第 35 条から第 40 条に規定する工事等の検査に関し必要な事項を定め、長野県が発注する建設工事等の適正かつ効率的な施行の確保を図るものとする。

#### (定 義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- |              |   |
|--------------|---|
| (1) 「工事」     | 建設工事の請負をいう。                                     |
| (2) 「委託業務」   | 建設工事に係る測量・調査・設計等の委託をいう。                         |
| (3) 「工事等」    | 工事及び委託業務を指していう。                                 |
| (4) 「発注機関の長」 | 工事等を発注する、現地機関の長及び本庁の課長をいう。                      |
| (5) 「検査員」    | 工事等の検査を行う者として、会計管理者、会計センター所長又は発注機関の長が指定した職員をいう。 |
| (6) 「監督員」    | 工事等の監督を行わせる者として、発注機関の長が指定した職員をいう。               |
| (7) 「中間検査」   | 工事等の途中の出来形を対象にしてその完成を確認するための検査をいう。              |
| (8) 「しゅん工検査」 | 工事の完成を確認するための検査をいう。                             |
| (9) 「完了検査」   | 委託業務の完了を確認するための検査をいう。                           |
| (10) 「出来形検査」 | 工事等の出来高を確認するための検査をいう。                           |
| (12) 「検査」    | 第 7 号から第 10 号の検査のことをいう。                         |

#### (検査の内容)

第 3 条 中間検査、しゅん工検査及び完了検査は、検査対象工事等の出来形又は成果品を対象とし、その品質、規格、性能、数量等が契約書の内容に適合しているかを確認する。併せて、その執行状況又は管理状況の確認をする。

2 出来形検査は、検査対象工事等の出来高を確認する。

### (検査の実施区分)

第4条 検査は次の各号により実施する。

- (1) 会計局長又は会計センター所長は、契約額800万円以上の建設工事及び契約額500万円以上の委託業務に対する中間検査、しゅん工検査及び完了検査を実施する。
  - (2) 会計局長又は会計センター所長は、契約解除が行われた場合には、検査時における見込額で出来高800万円以上の建設工事及び出来高500万円以上の委託業務に対する出来形検査を実施する。
  - (3) 発注機関の長は、第1号及び第2号以外の建設工事及び委託業務に対する中間検査、しゅん工検査及び完了検査並びに出来形検査を実施する。
- 2 前項の区分にかかわらず、会計局長又は会計センター所長が必要と認めるとき（別表に掲げる建設工事及び委託業務のほか、あらかじめ通知等により指定したもの。）は、これによらないことができる。
- 3 発注機関の長は、会計局長又は会計センター所長の承認を得て、他の機関に検査を委託することができる。

### (検査の実施依頼)

第5条 発注機関の長は、前条第1項第1号及び第2号に該当する工事等の検査については、「しゅん工（完了）検査依頼書(事務処理規程様式第38号)」、「中間検査依頼書(事務処理規程様式第39号)」又は「出来形検査依頼書(事務処理規程様式第39号準用)」により、会計局長又は所轄の会計センター所長に依頼する。

### (検査員の指定)

- 第6条 会計局長又は会計センター所長は、前条の依頼を受けたときは、会計局契約・検査課又は会計センターの工事検査担当職員の中から検査員を指定する。
- 2 会計局長又は会計センター所長は、必要と認めるときは、前条で依頼された検査を会計局所属職員以外の職員に検査員を指定することができる。
  - 3 発注機関の長は、第4条第1項第3号に該当する工事等の検査については、所属職員の中から検査員を指定する。

### (検査の方法)

- 第7条 検査には、監督員、発注機関の長若しくは発注機関の長の命を受けた者及び受注者が立会うものとする。
- 2 中間検査及びしゅん工検査においては、検査の既往部分との重複執行を妨げない。
  - 3 工事の検査は、別添1「建設工事検査技術基準」により行う。
  - 4 委託業務の検査は、契約書及び設計図書の中で規定した基準により行う。
  - 5 屋外で検査を実施する場合においては、発注機関の長は必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。

### (検査結果の報告)

第8条 第6条の規定により指定された検査員は、次の各号に掲げる検査を行ったときは、当該各号に定めるところにより、会計局長、会計センター所長又は発注機関の長に復命しなければならない。

- (1) 中間検査 検査員は、「中間検査復命書（事務処理規程様式第26号）」及び「中間検査調書（事務処理規程様式第27号）」を作成する。
- (2) 出来形検査 検査員は、「出来形検査復命書（事務処理規程様式第28号）」及び「出来形検査調書(事務処理規程様式第29号)」を作成する。

- (3) しゅん工検査 検査員は、「しゅん工（完了）検査復命書（事務処理規程様式  
又は完了検査 第 30 号）」及び「しゅん工（完了）検査調書（事務処理規程様  
式第 31 号）」を作成する。
- 2 会計局長又は会計センター所長は、検査員から前項の復命があったときは、その結果を「しゅん工（完了）・中間検査実施結果通知書（事務処理規程様式第 42 号）」又は「出来形検査実施結果通知書（事務処理規程様式第 42 号準用）」により、発注機関の長に通知する。
- 3 発注機関の長は、第 1 項の規定による検査の結果を次の各号に掲げる区分に従い受注者に通知する。
- (1) 出来形検査 出来形検査結果通知書（事務処理規程様式第 33 号）  
(2) 中間検査 中間検査結果通知書（事務処理規程様式第 34 号）  
(3) しゅん工検査 しゅん工（完了）検査結果通知書（事務処理規程様式第 35 号）  
又は完了検査
- 4 検査員は、工事等の検査の結果、当該工事等を適切と認められないときは、合否判定を保留し、別添 2 「修補処理規程」に基づく検査結果検討会議（以下「検討会議」という。）に諮るとともに、その結果を発注機関の長に通知する。

#### **（工事等の修補）**

- 第 9 条 発注機関の長は、検査員から検査対象の工事等に不適切な部分の存在を指摘されたときは、受注者に対し必要な処置（以下「修補」という。）を指示する。
- 2 前項の指示により、その後受注者から修補完了報告がされたときは再検査を行うものとし、再検査は、原則として当該工事等の検査員が行う。
- 3 修補に係る事務処理は、別添 2 「修補処理規程」による。

#### **（工事等の成績評定）**

- 第 10 条 検査員は、工事等の中間検査又はしゅん工検査若しくは完了検査を終了したときは、別に定める「長野県建設工事成績評定要領」又は「委託業務等成績評定試行要領」に基づき、その成績を評定しなければならない。
- 2 発注機関の長は、評定結果を受注者に通知しなければならない。

#### **附則**

##### **（施行期日）**

- 1 この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

##### **（要綱及び要領の廃止）**

- 2 次の各号に掲げる要綱及び要領は廃止する。
- (1) 土木工事検査要綱（昭和 48 年 4 月 1 日付 48 監第 372 号）  
(2) 長野県土地改良工事検査要綱（平成 7 年 10 月 13 日付 7 土地第 386 号）  
(3) 住宅部建設工事検査要領（昭和 51 年 7 月 10 日適用）

附則（平成 16 年 5 月 27 日 16 検第 12 号）

##### **（施行期日）**

- 1 この要綱は、平成 16 年 6 月 1 日から施行する。  
（経過処置）
- 2 工事事務管理システムにより調整されている様式については、この要綱施行後においても当分の間使用できるものとする。

附則（平成 18 年 3 月 27 日 17 検第 44 号）  
（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 19 年 3 月 22 日 18 検第 53 号）  
（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 26 年 6 月 23 日 26 契検第 41 号）  
（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則（令和元年 12 月 19 日元契検第 95 号）  
（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

## 3-2 建設工事検査技術基準

(別添1) (要綱第7条関係)

### 建設工事検査技術基準

〔平成15年4月1日15会検第1号経営戦略局長、発注機関の長あて〕  
〔会計局長、農政部長、林務部長、土木部長、住宅部長、企業局長〕  
〔最終改正 平成26年6月23日26契検第41号〕

この基準は、長野県建設工事検査要綱第7条第3項に規定する「建設工事検査技術基準」の内容を定めたものである。

#### (検査の内容)

第1条 検査の内容は次の項目とする。

- (1) 工事の出来形、品質及び出来ばえの検査
- (2) 工事の実施状況の検査

#### (実地検査の原則)

第2条 検査は実地において行うことを原則とするが、特別の理由により実地において検査できない場合はこの限りではない。

#### (工事の出来形、品質及び出来ばえの検査)

第3条 出来形の検査は、位置、出来形寸法及び出来形管理の記録（写真等による記録を含む。）について、別表-1の検査密度を目安に、設計図書で定める規格及び発注機関が定める規格値と対比して、出来形の適否を判断する。

- 2 品質の検査は、品質、規格、性能及び品質管理の記録（写真等による記録を含む。）と、設計図書で定める規格及び発注機関が定める規格値とを対比し、又は必要に応じて構造物を実際に操作し又は必要な試験を行い、品質の適否を判断する。
- 3 出来形及び品質の適否の判断において、測定値の一部が規格値を外れている場合、修補しなくても構造上及び機能上支障がないと判断される場合には合格とすることができる。
- 4 出来形及び品質の適否の判断において、必要な場合には、契約書第31条第2項の定めるところにより、検査員はその理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限破壊して検査を行うものとする。
- 5 出来ばえの検査は、仕上げ面、とおり、すり付けなどの程度及び全体的な外観について、目視、観察による他、不可視部分についても施工管理記録等から出来ばえの程度を判断する。

#### (工事の実施状況の検査)

第4条 工事の実施状況の検査は、契約書等の履行状況、建設業法等の法令遵守、施工計画とその実施状況について、別表-2を参考に適正な施工が行われたかを検査する。

#### 附則

#### (施行期日)

この基準は、平成15年4月1日から適用する。

附則（平成16年5月27日16検第12号）

この要綱は、平成16年6月1日から施行する。

附則（平成26年6月23日26契検第41号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。



別表—1

## 出来形の検査の検査密度

工種		検査項目	検査密度
共通	共通的工種	矢板工	基準高、変位、根入長、延長 施工延長概ね250枚に1箇所以上
		法枠工	厚さ、法長、間隔、幅、延長 施工延長概ね100mに1箇所以上
		吹付工	厚さ、法長、延長 施工延長概ね200mに1箇所以上
		植生工	厚さ、法長、間隔、延長 施工延長概ね200mに1箇所以上
	基礎工		基準高、根入長、偏心量 施工延長概ね100mに1箇所以上
	擁壁工、石・ブロック積(張)工		基準高、法長、厚さ、延長 施工延長概ね100mに1箇所以上
	一般舗装工	路盤工	基準高、幅、厚さ 施工延長概ね200mに1箇所以上
		舗装工	基準高、幅、横断勾配、厚さ、平坦性 基準高、幅、横断勾配は施工延長概ね200mに1箇所以上。 厚さは施工面積概ね1,000㎡に1箇所以上コアにより検査。
	土工		基準高、幅、法長 施工延長概ね200mに1箇所以上
	U字溝、ベンチフリューム等		基準高、延長 施工延長概ね200mに1箇所以上
河川	築堤護岸		基準高、幅、厚さ、高さ、法長、延長 施工延長概ね200mに1箇所以上
	浚渫		基準高、幅、深さ、延長 施工延長概ね200mに1箇所以上
	樋門、樋管、水門		基準高、幅、厚さ、高さ、延長 本体部、呑口部は構造図の寸法表示個所の任意部分 函渠は同種構造物ごとに2箇所以上
砂防	砂防堰堤		基準高、幅、厚さ、延長 構造図の寸法表示個所の任意部分3箇所以上
	流路工		基準高、幅、厚さ、高さ、延長 施工延長概ね200mに1箇所以上
	斜面对策		基準高、幅、厚さ、高さ、延長 施工延長概ね100mに1箇所以上
ダム	コンクリートダム		基準高、幅、ジョイント間隔、堤長 5ジョイントに1箇所以上
	フィルダム		基準高、外側境界線 5測点に1箇所以上
道路	道路改良		基準高、幅、厚さ、高さ、延長 施工延長概ね100mに1箇所以上 (ただし、1車線道路にあつては、概ね200mに1箇所以上)
	橋梁下部工		基準高、幅、厚さ、高さ、支間長、変位 支間長は、支間ごと その他は同種構造物1基につき、構造図の寸法表示個所の任意部分
	橋梁上部工		部材寸法、基準高、支間長、中心間距離、キャンバー 部材寸法は、主要部材について、寸法表示個所の任意部分
	コンクリート橋上部工		部材寸法、基準高、幅、高さ、厚さ、キャンバー その他は、5径間未満は2箇所以上、5径間以上は2径間につき1箇所以上
	トンネル		基準高、幅、厚さ、高さ、深さ、間隔、延長 両坑口を含めて施工延長概ね200mに1箇所以上 (ただし、施工延長200m以下の場合は、両坑口部を含めて3箇所以上)

工種		検査項目	検査密度	
用排水路	開水路(現場打) サイホン(現場打) 暗渠	基準高、厚さ、幅、高さ、 中心線のズレ、スパン長、 延長	基準高、厚さ、幅、高さは施工延長概ね 100m に 1 箇所以上 中心線のズレは適宜	
	管水路	PC、RC 管	基準高、中心線のズレ、ジョ イント間隔、延長、ゴム輪位 置	基準高は施工延長概ね 200m に 1 箇所以上 その他は適宜
		铸铁管、強化プ ラスチック複 合管	基準高、中心線のズレ、ジョ イント間隔、延長	
		硬質塩化ビニ ール管	基準高、中心線のズレ、ジョ イント間隔、延長、埋設深	
		鋼管	基準高、中心線のズレ、延長	
	コンクリート二次製 品水路 (積ブロック、RC 柵渠)	基準高、幅、高さ、中心線の ズレ、延長	基準高、幅、高さは施工延長概ね 100m に 1 箇 所以上 中心線のズレは適宜	
コンクリート二次製 品水路 (大型フリーム、 RC-L 型水路)	基準高、厚さ、幅、中心線の ズレ、延長	基準高、厚さ、幅、高さは施工延長概ね 100m に 1 箇所以上 中心線のズレは適宜		
ほ場整備	表土扱い	厚さ	1 ha 当たり概ね 3 箇所	
	基盤整地、田面整地	基準高、均平度		
	畦畔工	高さ、幅	施工延長概ね 1,000m に 1 箇所以上	
	道路工(砂利道)	基準高、厚さ、幅、延長	幹線道路は施工延長概ね 500m に 1 箇所以上 支線道路は施工延長概ね 1,000m に 1 箇所以上	
暗渠排水	吸水渠	布設深、間隔、延長	概ね 10 本に 1 本の割合で上下流端の 2 箇所 (ただし 1 本の布設長が 100m 以上のときは中 間点を含めた 3 箇所)	
	集水渠、導水渠	布設深、延長	施工延長概ね 200m に 1 箇所以上	
ため池工	提体工	基準高、提幅、法長、延長	施工延長概ね 20m に 1 箇所以上	
	洪水吐工	基準高、厚さ、幅、高さ、中 心線のズレ、延長、スパン長	施工延長 1 スパンに 1 箇所以上 個所単位のものには構造図の寸法表示個所につい て適宜	
	樋管工	基準高、厚さ、幅、高さ、中 心線のズレ、延長	施工延長概ね 10m に 1 箇所以上	
治山	堰堤工、床止工、 谷止工	基準高、厚さ、幅、法勾配、 延長	構造図の寸法表示個所の任意部分 3 箇所以上	
	帯工	基準高、厚さ、幅、延長		
	植栽工	樹種の配列、植栽間隔、植付 け本数	1 ha 当たり 2 箇所以上	
その他構造物		工種に応じ、基準高、厚さ、 幅、高さ、深さ、法長、延長 等	同種構造物ごとに、出来形管理基準の測定基準 を超えない範囲で計測する	

(注) 1 施工延長とは、延べ延長をいう。

- 2 延長は、原則として、起終点を基準として、各測点間の距離を計測する。
- 3 基準高は、基準点又は精度管理された仮基準点により計測する
- 4 検査密度が、各工種に記載した数量以下の場合は、2 箇所以上計測する。

別表—2

工事の実施状況の検査項目

検査項目	関係書類	内容
契約書等履行状況	契約書	法令遵守 一括下請の禁止 現場代理人及び主任技術者等の変更 各種立会い 支給材料及び貸与品の管理 工事用地の管理 条件変更等の確認、施工協議
	仕様書	第三者に対する措置 支障物件への注意義務 指定材料の試験成績書等の提出 排ガス対策型建設機械の使用 下請負人の通知 建設副産物対策 過積載等の防止措置 その他指定事項の遵守状況
法令遵守	建設業法  建築基準法 労働安全衛生法 道路交通法 道路法 農地法 砂防法 文化財保護法 その他関係法令	有資格者の配置、適正な下請契約 工事標識の掲示 各種許可又は届出、法令遵守、労災の有無
施工計画書の活用	施工方法    工程管理 安全管理 施工体制	施工計画に沿った施工 適正な施工管理 創意工夫

### 3-3 修補処理規程

(別添2) (要綱第9条関係)

## 修 補 処 理 規 程

平成15年4月1日15会検第1号  
経営戦略局長、発注機関の長あて  
会計局長、農政部長、林務部長、  
土木部長、住宅部長、企業局長

[最終改正 令和元年12月19日元契検第95号]

この規程は、長野県建設工事検査要綱第9条第3項に規定する「修補処理規程」の内容を定めたものである。

#### I 建設工事修補

##### (指示方法)

- 第1 検査員は、効用をなしていない部分のごく一部で、指示しようとする修補が7日間以内(休日・祝日を除く。)に完了し、修補によって形状寸法の変更が伴わない程度のもの(以下「ごく軽微な修補」という。)の修補を指示する場合は、口頭で指示する。
- 2 検査員は、ごく軽微な修補以外の修補となる場合は、第5で規定する検査結果検討会議(第3において「検討会議」という。)に諮り、合議の結果を発注機関の長に通知する。発注機関の長は、修補処置の検討を行い、その内容を検査員に報告するとともに、受注者に対し修補内容を文書で指示する。
- 3 検査員は、前2項の指示をしようとする場合には、第2の区分に対応して、別紙1「建設工事修補指示の参考事例」を参考にする。

##### (指示の区分)

- 第2 修補の指示は、その方法により、第1第1項による指示を「口頭による指示【指示時点で合格】」、第1第2項による指示を「文書による指示【指示時点では不合格】」に区分する。

##### (修補の処理)

- 第3 修補が口頭による指示の場合は、次の各号により処理する。
- (1) 検査員は、受注者に修補を要する事項を指摘し、監督員及び受注者と協議し、口頭で指示する。
- (2) 修補確認は、監督員及び主任監督員が行う。
- (3) 検査員は、検査復命書、検査調書、工事成績評定書を作成する。
- 2 修補が文書による指示の場合は、次の各号により処理する。
- (1) 検査員は、検査の結果、当該工事を適切と認められないときは、監督員及び受注者に対して可否の判定の保留を宣言する。その際、修補の要否及び可否の判定については、検討会議の合議に委ねる旨を伝える。
- (2) 検査員は、検査内容及び改善を要する事項を検討会議に報告するとともに、合議を得た上で「不適切事項(様式0)」を発注機関の長に通知する。
- (3) 会計局が行った検査の場合には、会計局長又は会計センター所長は、前号の通知と併せ、「不適切事項通知書(事務処理規程様式第42号-2)」により、発注機関の長に通知する。
- (4) 第2号又は前号の通知を受け、発注機関の長は、改善を要する事項の対応等(修補

施工計画書、修補発生の原因、修補の方法、修補期限等)について、受注者と協議し、その結果を検査員に報告する。

- (5) 検査員は、前号の報告に基づき、「しゅん工検査調書（事務処理規程様式第 31 号）を作成し、「しゅん工検査復命書（事務処理規程様式第 30 号）」と併せ、検討会議に諮る。
- (6) 会計局が行った検査の場合には、会計局長又は会計センター所長は、発注機関の長に対し、検討会議の結果を「しゅん工（中間）検査実施結果通知書（事務処理規程様式第 42 号）」により通知する。
- (7) 発注機関の長は、第 5 号の検討会議の結果又は前号の通知に基づき、「しゅん工検査結果通知書（事務処理規程様式第 35 号）」又は「中間検査結果通知書（事務処理規程様式第 34 号）」により受注者に通知する。
- (8) 発注機関の長は、検討会議の合議に基づき、修補内容、修補期限等を「修補指示書（様式 1）」により、受注者に修補を指示する。
- (9) 発注機関の長は、受注者から修補期限内に「修補完了報告書（様式 2）」により完了報告を受けた場合は、検査員に修補確認検査（以下、「再検査」という。）を依頼する。
- (10) 再検査は、原則として当該工事のしゅん工（中間）検査を行った検査員が行う。
- (11) 検査員は、前号の再検査の結果が合格の場合には、検査復命書、検査調書及び工事成績評定書を作成する。
- (12) 再検査は、実地において行うことを原則とする。ただし、特別の事由により、実地検査ができない場合、出来形管理図、品質証明書、写真等により行うことができる。
- (13) 発注機関の長は、遅延利息の徴収対象か否かを確認し、事務処理が必要な場合には、履行遅滞及び粗雑工事に対する事務処理規程に基づく処理を行う。

#### （履行遅滞の期間算定）

第 4 修補処理に伴う、契約書に定める「履行遅滞の場合における損害金」の期間算定については、別紙 2 「履行遅滞の期間算定」のとおりとする。

#### （検査結果検討会議の規約）

第 5 会計局の検査結果検討会議の規約は、別紙 3 「会計局検査結果検討会議要領」のとおりとする。

2 発注機関の検査結果検討会議の規約は、各発注機関において別に定める。

## II 委託業務修補

#### （指示方法）

第 1 検査員は、委託業務の成果品に修補の必要を認め、指示しようとする修補が 7 日間以内（休日・祝日を除く。）に完了し、修補によって成果品の内容に重大な影響を与えない程度のもの（以下「ごく軽微な修補」という。）の修補を指示する場合は、口頭で指示する。

2 検査員は、ごく軽微な修補以外の修補となる場合は、I 建設工事修補 第 5 で規定する検査結果検討会議に諮り、合議の結果を発注機関の長に通知する。

発注機関の長は、修補処置の検討を行い、その内容を検査員に報告するとともに、受注者に対し修補内容を文書で指示する。

#### （指示の区分）

第 2 修補の指示は、その方法により、第 1 の第 1 項による指示を「口頭による指示【指示時点で合格】」、第 2 項による指示を文書による指示【指示時点では不合格】にそれぞれ区分する。

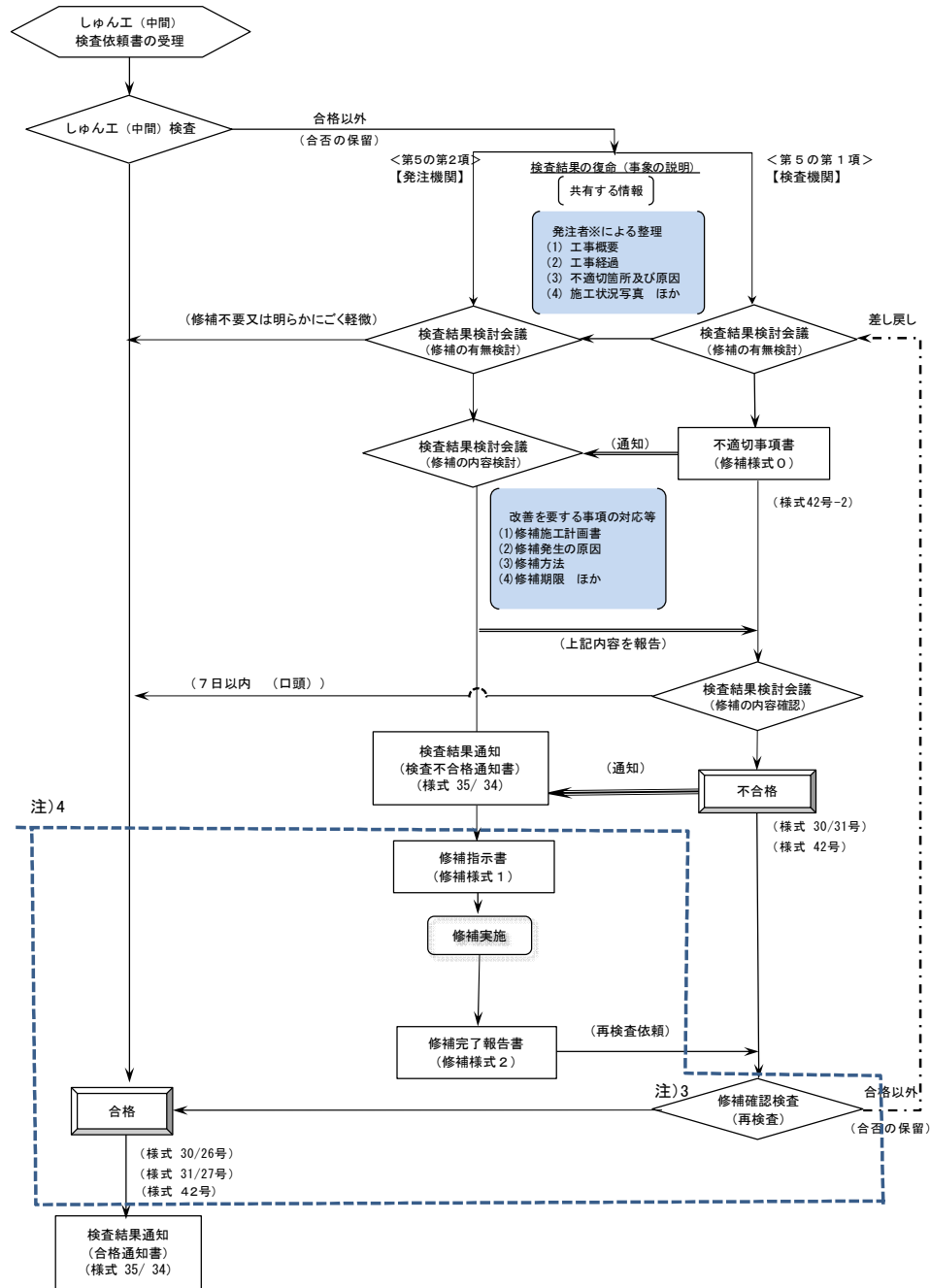
#### （修補の処理等）

第 3 修補の処理、履行遅滞の期間算定、検査結果検討会議の規約は、建設工事修補に準じて処理する。

- 附則**  
**(施行期日)**  
この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から適用する
- 附則（平成 16 年 5 月 27 日 16 検第 12 号）  
**(施行期日)**  
この規程は、平成 16 年 6 月 1 日から適用する。
- 附則（平成 18 年 3 月 17 日 17 検第 44 号）  
**(施行期日)**  
この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。
- 附則（平成 26 年 6 月 23 日 26 契検第 41 号）  
**(施行期日)**  
この規程は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。
- 附則（令和元年 12 月 19 日元契検第 95 号）  
**(施行期日)**  
この規程は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

# 《修補フロー》

修補の手続きフローは、次のとおりとする。



- 注 1) 様式第 42 号、42 号-2 は、会計局が実施する検査に適用する
- 注 2) ※印は、会計局の検査以外は、監督員に読み替える
- 注 3) 修補が完成した日に修補確認検査 (再検査) を行う
- 注 4) 発注機関の長は、別途、「受注希望型競争入札及び参加希望型入札における履行遅滞及び粗雑工事に対する事務処理規程」に基づく事務処理が必要な場合には処理を行う  
 修補処理に伴う、契約書に定める「履行遅滞の場合における損害金」の期間算定については、「履行遅滞の期間算定」を参照

<h2 style="margin: 0;">不 適 切 事 項 書</h2>	
発注機関の長	氏 名                      様
工事（業務）名	工事（業務）
箇 所 名	
箇所及び不適切内容	
上記のとおり不適切事項を通知します。	
令和       （        ）年    月    日	
検査員 所属	
職            氏名                      印	



様式1 (修補処理規程 I 第3、II 関係)

<b>修 補 指 示 書</b>	
受 注 者 氏 名	様
工事 (業務) 名	工事 (業務)
箇 所 名	
修補の箇所及び修補内容	
修補の期限	令和 年 月 日
上記のとおり修補を指示します。 修補完了後は、様式2により報告してください。	
令和 ( ) 年 月 日	
発注機関の長 氏名 印	

様式2（修補処理規程Ⅰ第3、Ⅱ関係）

令和（ ）年 月 日

発注機関の長

氏名 様

受注者 住所  
氏名 印

## 修 補 完 了 報 告 書

令和 年 月 日の 検査において、修補指示されました部分につきましては、下記のとおり完了しましたので報告します。

記

工事（業務）名

工事（業務）箇所名

契 約 額 円

契 約 日 令和 年 月 日

工 期 自 令和 年 月 日  
至 令和 年 月 日

検査員の修補指示箇所及び修補内容

(別紙1) (修補処理規程 I 第1 関係)

## 建設工事修補指示の参考事例

### 1. 口頭による建設工事修補指示の参考事例

#### 【後片付けの不良等 (撤去)】

- ①安全施設 (工事看板、注意表示看板、バリケード等)
- ②不要な建設資材 (残分の資材、仮設等に使用した資材等)
- ③準備工 (丁張資材、仮測量杭、伐採木等)
- ④仮設工 (作業員休憩所、簡易トイレ等)
- ⑤その他これらに類するもの

#### 【施工の不良等】

##### (1) 土工

- ①切土・盛土表面の水溜まり (処理と軽微な予防対策)
- ②雨水等による切土面、盛土面の小規模崩壊 (処理と軽微な予防対策)
- ③少量の土砂・建設廃材等の放置 (撤去)
- ④少量の土取場・土捨場の跡整正の不足 (処理)
- ⑤少量の切土面の浮石 (撤去)
- ⑥その他これらに類するもの

##### (2) 簡易構造物 (用排水工等)

- ①小構造物の型枠の未解体 (撤去)
- ②小構造物の埋戻の部分的な締固め不足 (処理)
- ③側溝等の蓋の座りが不安定 (処理)
- ④集水桝・側溝等の清掃不足 (処理)
- ⑤側溝等の設置不足による継目のずれ及び水溜まり (処理と軽微な予防対策)
- ⑥防護柵等のボルト締め不足又は締めすぎ (処理)
- ⑦側溝等の目地モルタル詰め不足 (処理)
- ⑧排水工・管渠工の端部処理不足 (処理)
- ⑨その他これらに類するもの

##### (3) 構造物・護岸工

- ①ブロック積の目地モルタル詰め不足 (処理)
- ②セパレータ・コーン孔のモルタル詰め不足 (処理)
- ③水抜パイプの逆勾配設置及び目詰まり (処理と軽微な予防対策)
- ④鉄筋の露出部分の保護 (重要構造物は除く) (処理)
- ⑤法枠と鏡部分の接続不良 (処理)
- ⑥支承等のアンカー孔の仮保護不足 (処理)
- ⑦モルタル吹付工等の厚さピンの撤去 (処理)
- ⑧止水版・目地材の処理 (端部、縮み、隙間) 不足 (処理)
- ⑨コンクリート面の手直しが悪い (処理)
- ⑩その他これらに類するもの

#### (4) 舗装工

- ①コア採取孔の穴埋め (処理)
- ②CO版の目地の段差 (処理)
- ③AS舗装面に水溜り (処理)
- ④舗装版で打替を伴わない小規模なひびわれ (処理)
- ⑤構造物との段差で打替を伴わないすり付け (処理)
- ⑥その他これらに類するもの

#### 【コンクリートのひびわれ】

施工に伴う「ひびわれ」を対象に、ひびわれが「許容ひびわれ幅」を満足し、今後の進行が認められないと判断される場合は、修補の対象としない。

## 2. 文書による建設工事修補指示の参考事例

#### 【施工の不良等】

- ①橋脚の位置を間違え上部工に影響する。(位置、高さ)
- ②基準高を間違い、前後の工事とすりつかない。
- ③PC桁に構造的な傷があり検討を要する。
- ④鋼橋のキャンバーが不足し、コンクリート打設したら逆キャンバーになる恐れがある。
- ⑤その他構造的な欠陥がある場合及び粗漏工事の場合

#### 【コンクリートのひびわれ】

- ①施工に伴うひびわれを対象とし、工事目的物の耐久性等に支障を及ぼすもの。
- ②コンクリート標準示方書「鋼材の腐食に対する許容ひびわれ幅」を満足しないひびわれで、今後、ひびわれが進行しないと判断されるもの。
- ③重要構造物に構造的なクラックが発生している。
- ④設計図書と異なる構造物を造りクラックを生じさせた。
- ⑤以下による原因のひびわれの場合
  - イ 地盤沈下
  - ロ 設計以上の土圧及び荷重によるもの
  - ハ 舗装版の打替え(路床改良の必要有)
  - ニ 設計図書に示す目地の位置のずれ

#### 【出来形規格値の不満足】

- ①設計図書に基づく出来形が規格値を満足していない重要構造物等

#### 【品質規格値の不満足】

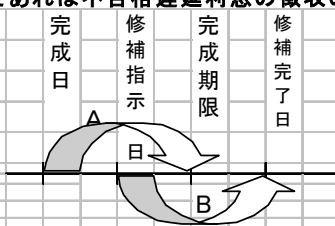
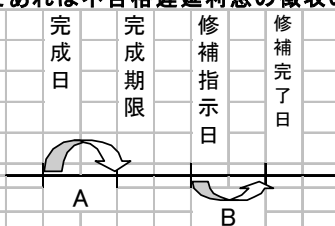
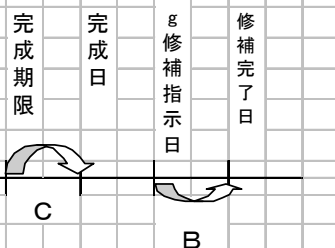
- ①設計図書に基づく品質が規格値を満足しない重要構造物等

#### 【出来ばえの不満足】

- ①通り、端部処理が不的確で美観、周辺との調和が悪い。

(別紙2) (修補処理規程 I 第4、II 関係)

履行遅滞の期間算定

ケース	工期内			工期外			考 え 方
	完成	検査	修補	完成	検査	修補	
a	○	○					合 格
b	○	○	○				合 格 ただし、修補完了後に確認検査をする
c	○				○		合 格
d	○	○				●	<p>● 修補期間が<math>A \geq B</math>の場合は 合格(ケースbと同じ)  <math>A &lt; B</math>であれば不合格遅延利息の徴収の対象となる</p> 
e	○				●	●	<p>● <math>A &lt; B</math>であれば不合格遅延利息の徴収の対象となる</p>  <p>d、e: <math>B - A =</math> 対象期間</p>
f				●	●		<p>● 不合格・遅延利息を徴収する  <math>C =</math> 対象期間</p>
g				●	●	●	<p>● <math>C + B =</math> 対象期間</p> 
<p>注) ●がある場合は、損害金の対象となる。</p>							

注1) 「合格」、「不合格」の意味は遅延利息の徴収が「なし」か「あり」かとなる。  
 注2) 検査日と修補指示日が異なる場合には修補指示日が基本となる。  
 注3) 損害金に影響するため、修補が完成した日に修補確認検査(再検査)を行う。

### 3-4 会計局検査結果処置検討会議要領

(別紙3) (修補処理規程 I 第5、II関係)

#### 会計局検査結果検討会議要領

##### (目的)

第1 この要領は、修補処理規程に基づき、長野県建設工事等検査要綱第6条第1項又は第2項の規定により指定された検査員が、会計局長又は会計センター所長に対し、対象工事等の合否の判定及び修補の要否等の判断をこの会議の合議に委ねる旨の報告をした場合において、判断の適正を期すことを目的とする。

##### (設置)

第2 前条の目的を達成するため、契約・検査課又は会計センターに検査結果検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

##### (構成)

第3 検討会議の構成は、契約・検査課長又は会計センター所長を委員長とし、副委員長は検査幹又は工事検査幹、委員は主任工事検査員とする。

2 委員長が必要であると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

##### (審議事項)

第4 検討会議は、合議により、次の事項を審議する。

- (1) 検査員から報告を受けた検査内容及び改善を要する事項に基づく「不適切事項」の該当の有無
- (2) 発注機関の長から検査員に報告があった改善を要する事項の対応等（修補施工計画書、修補発生の原因、修補方法、修補期限等）を確認し、検査結果の合否の判定
- (3) 修補確認検査（再検査）結果の合否の判定
- (4) その他の委員長が必要であると認めた事項

##### (不合格の処置)

第5 検討会議において、対象工事等を「不合格」と判断した場合、会計局長又は会計センター所長は、「しゅん工（完了）・中間検査実施結果通知書（事務処理規程様式第42号）」により発注機関の長に通知するものとし、発注機関の長は、「しゅん工検査結果通知書（事務処理規程様式第35号）又は中間検査結果通知書（事務処理規定様式第34号）」により受注者に通知する。

2 発注機関の長は、検討会議の結果に基づき、受注者に対し、工事等の修補を「修補指示書（様式1）」により指示する。

3 発注機関の長は、遅延利息の徴収対象か否かを確認し、事務処理が必要な場合には履行遅滞及び粗雑工事に対する事務処理規程に基づく処理を行うとともに、建設工事等入札参加資格に係る指名停止要領に基づき長野県建設工事請負人等選定委員会に報告する。

##### (会議)

第6 検討会議は、委員長が招集し会議の運営に当たる。

(補則)

第7 この要領の実施において必要な事項は、委員長が定める。

附則

(施行期日)

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成16年5月6日から施行する。

附則

この要領は、平成16年10月1日から施行する。

附則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年1月1日から施行する。

### 3-5 建設工事指導監査要領

#### 建設工事指導監査要領

平成15年4月1日15会検第1号  
経営戦略局長、発注機関の長あて  
会計局長、農政部長、林務部長、  
土木部長、住宅部長、企業局長  
[最終改正 平成26年6月23日26契検第41号]

この要領は、長野県建設工事事務処理規程（昭和51年3月3日50監第590号。）第39条第1項第5号に規定する建設工事の指導監査（以下「指導監査」という。）に適用する。

#### 第1 目的

指導監査は、建設工事の施工途中において、工事が適正に計画され、またその工事が、請負契約書、設計図書その他関係書類に基づき適正に施工されているかを監査し、指導することを目的とする。

#### 第2 用語の定義

この要領において「監査員」とは、会計局長又は会計センター所長が指導監査を行わせるため指定した職員をいい、「監督員等」とは、発注機関の長が指定した監督員又は発注機関の長が指定した職員をいう。

#### 第3 検査の実施

会計局長又は会計センター所長は、契約額800万円以上の建設工事の指導監査を実施する。

#### 第4 指導監査の内容

指導監査は、発注者における工事の計画内容、監督員における現場の把握状況、受注者における施工体制を含む契約書等の履行状況、出来形管理と品質管理の状況、施工計画とその実施状況等について行う。

#### 第5 監査員の指定及び指導監査の実施方法

- (1) 発注機関の長は、前第3に該当する工事の指導監査については「指導監査依頼書（処理規定様式第40号）」により、会計局長又は会計センター所長に依頼する。
- (2) 会計局長又は会計センター所長は、前号で依頼された指導監査について監査員を指定する。
- (3) 発注機関の長は、指導監査に監督員等及び受注者を立ち合わせる。
- (4) 監査員は、指導監査の結果を「指導監査復命書（処理規定様式第41号）」により、会計局長又は会計センター所長に復命する。
- (5) 会計局長又は会計センター所長は、監査員から指導監査の復命があったときは、その結果を「指導監査実施結果通知書（処理規定様式第43号）」により、発注機関の長に通知する。



- (6) 発注機関の長は、会計局長又は会計センター所長から前号の通知を受けたときは、その内容に基づき、改善等の必要があると認める場合は改善に努力するとともに、受注者に対して改善等を指示する。

**附則**

**(適用期日)**

この要領の実施は、平成15年4月1日から適用する。

**(要領の廃止)**

2 次の各号に掲げる要領は廃止する。

- (1) 建設工事指導監査要領（平成元年6月1日付元監第173号）
- (2) 農業農村整備事業県営工事指導監査要領（平成14年3月25日付13土地第691号）

**附則（平成16年5月27日16検第12号）**

**(適用期日)**

この要領の実施は、平成16年6月1日から適用する。

**附則（平成18年3月27日17検第44号）**

**(適用期日)**

この要領の実施は、平成18年4月1日から適用する。

**附則（平成19年3月22日18検第53号）**

**(適用期日)**

この要領の実施は、平成19年4月1日から適用する。

**附則（平成26年6月23日26契検第41号）**

**(適用期日)**

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

## 3-6 建設工事抜き打ち検査要領

### 建設工事抜き打ち検査要領

平成15年4月1日15会検第1号  
経営戦略局長、発注機関の長あて  
会計局長、農政部長、林務部長、  
土木部長、住宅部長、企業局長

[最終改正 平成26年6月23日26契検第41号]

この要領は、長野県建設工事事務処理規程（昭和51年3月3日50監第590号。）第37条第1項及び第39条第1項第6号に規定する建設工事の抜き打ち検査（以下「検査」という。）に適用する。

#### （目的）

**第1** 検査は、工事施工途中において、「建設業法」及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」その他関係法令に基づく施工体制が実際に実施されているか、またその工事の施工管理が適正に行なわれているかを確認し、受注者に対し不適正な事項の改善を求めることを目的とする。

#### （対象工事）

**第2** 検査の対象工事は次の各号の建設工事から選定する。

- (1) 契約額 500万円以上の建設工事
- (2) 契約後確認調査対象となった建設工事

2 前項の選定においては、工事出来形の品質低下が懸念される工事を選定する。

#### （検査の実施）

**第3** 検査は次の各号により実施する。

- (1) 会計局長又は会計センター所長は、契約額800万円以上の建設工事の検査を実施する。
- (2) 発注機関の長は、上記以外の建設工事の検査を実施する。

2 前項にかかわらず、会計局長又は会計センター所長が必要と認めるときは、これによらないことができる。

#### （検査員の指定）

**第4** 検査の検査員は、第3の区分により、会計局長、会計センター所長又は発注機関の長が指定する。

#### （検査内容）

**第5** 検査の内容は次の項目とする。

- (1) 配置技術者の常駐、下請負人を含む施工体制の同一性、監理技術者証の携帯、施工体制台帳の備え付け、施工体系図、建設業許可証の掲示などの確認。
- (2) 材料の確認及び工事品質など施工管理の状況の確認。

### (検査の実施方法)

第6 検査は、次のとおり行う。

- (1) 検査には監督員又は発注機関の長が指定する職員が立会うことを原則とするが、やむを得ない場合はこの限りでない。
- (2) 検査は、検査日を通知しないで行う。
- (3) 検査の結果、検査員が不適切な事項を確認した場合、検査員は現場において直ちに、発注機関の職員を介して改善を求め、又は受注者に直接改善を求める。
- (4) 検査員は、検査の結果を「抜き打ち検査復命書(様式第32号)」により、会計局長、会計センター所長又は発注機関の長に復命する。
- (5) 会計局長又は会計センター所長は、第3号の復命があったときは、その結果を「抜き打ち検査実施結果通知書(様式第44号)」により、発注機関の長へ通知する。
- (6) 発注機関の長は、検査結果を「抜き打ち検査結果通知書(様式第36号)」により受注者に通知し、必要な改善を求める。

#### 附則

##### (適用期日)

この要領は、平成15年4月1日から適用する。

附則(平成16年5月27日16検第12号)

##### (適用期日)

この要領は、平成16年6月1日から適用する。

附則(平成18年3月27日16検第44号)

##### (適用期日)

この要領は、平成18年4月1日から適用する。

附則(平成19年3月22日18検第53号)

##### (適用期日)

この要領は、平成19年4月1日から適用する。

附則(平成20年2月1日19検第35号)

##### (適用期日)

この要領は、平成20年4月1日から適用する。

附則(平成24年1月20日23検第20号)

##### (適用期日)

この要領は、平成24年2月1日から適用する。

附則(平成26年6月23日26契検第41号)

##### (適用期日)

この要領は、平成26年4月1日から施行する。